

工場・指定作業場の申請・届出に必要な書類のチェックシート

項 目			確認欄
作成前の準備	1	申請に係わる工場、作業場が、環境確保条例の「工場」又は「指定作業場」に該当することの確認をして下さい。 ※「工場」「指定作業場」の両方に該当する場合は、「工場」の指定を優先し、「工場」の申請の中に「指定作業場」の内容を入れて作成します。	
	2	工場の申請は工事開始の60日前まで、指定作業場の届出は工事開始の30日前までに行ってください。	
工場指定の作業場の場合は様式第16号様式	3	様式に記載漏れがないかを確認して下さい。 ※「工場」で取り扱う有害ガス又は有害物質の有無、「作業の工程」、「公害防止措置の概要」の記載漏れが多く見られます。必ず記入して下さい。	
	4	申請書又は届出書には事業主の印を押して下さい。特に法人の場合は代表者の印とします。 ※代表者でない場合は委任状を添付して下さい。	
	5	（１）公害防止の措置の概要 公害防止の方法について記載して下さい。又、その根拠、必要がある場合は対策フロー図等も添付して下さい。 例えば、騒音・振動を発生する工場を設置予定の場合、騒音については消音器・室内防音装置・建屋構造・遮音壁等、振動については吊り基礎・直接支持基礎（板ばね、コイルばね、空気ばね、防振ゴム等）の措置方法がありますが、できるかぎり図面等を利用して、審査する上で必要な内容を別紙として添付して下さい。また、敷地境界での騒音・振動の予測値（設置予定の機器から発生される騒音・振動の予測値）を機器のカタログ値を参考に計算し、その値が規制基準を下回っていることを確認して、その過程も提出して下さい。 排ガス等大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染に関しても同様に適切な公害対策の方法を記載して下さい。 （２）駐車場について 平面駐車場の場合は、敷地境界での騒音の測定結果は必須ではありません。（機械式駐車場の場合は、敷地境界での騒音の測定値が規制基準値以内であることを確認して、その過程も提出して下さい。） また、事業者の義務として、「アイドリング・ストップの看板を設置し、利用者に周知を図ること」、また、「近隣から苦情が寄せられた際は速やかに対応すること」等を明記して下さい。	
添付資料等	6	建物及び施設の構造及び配置（壁体、窓等の開口部）平面図、立面図、側面図を添付して下さい。	
	7	機器等設備の配置図を添付して下さい。	
	8	付近の見取図（おおむね100m以内）を添付してください。工場については周囲50m100mライン、指定作業場については周囲50mラインを記載して下さい。 工場・指定作業場の周辺（工場の場合はおおむね100m以内、指定作業場の場合はおおむね50m以内）の学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の有無を明らかにして下さい。	
	9	排水設備が設置されている場合は排水系統図を添付して下さい。 汚水と雨水は色分けし、油水分離槽等の排水処理設備も記載して下さい。	
	10	その他 （１）ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭を発生させる事業場の場合は、排ガス処理装置、集じん装置、脱臭装置、ダクトの配管（排出口含む）等の排出防止対策が系統的に示された図面を添付して下さい。 （２）炭化水素系物質の貯蔵施設がある場合（主にガソリンスタンド）は、図面にペーパーリターンの設置場所を記載して下さい。 （３）薬品や溶剤等を使用する作業を行う場合は、作業を行う場所を図面に記載して下さい。 また、地下浸透防止対策や化学物質管理方法書及び震災対策のための保管方法書を添付して下さい。 （４）地下水揚水施設を設置する場合は、さく井場所を図面に記載して下さい。また、柱状図を添付して下さい。 温泉の場合は、事前に東京都環境局水環境課へ相談を行ってください。	
	11	動力を必要とする機器等設備については、カタログを添付して下さい。	
	12	他の法令に違反していないか確認して下さい。（建築基準法に基づく用途地域制限等）	